

第 7 期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び
第 7 期岐阜県高齢者安心計画の変更について

1 施設

看護小規模多機能居宅介護事業所

2 変更内容

小規模多機能居宅介護事業所から看護小規模多機能居宅介護事業所への移行時期を第 8 期とする。

3 変更理由

看護職員等の人員確保の目途が立ち、令和 2 年 4 月から看護小規模多機能居宅介護事業所へ移行することとしていたが、移行準備期間中に予定していた職員からの勤務形態の変更要望等により運営基準を満たすだけの人員確保ができなため。